

社援発0630第35号
令和5年6月30日

各都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

全国戦没者追悼式の趣旨等の徹底方について

「「戦没者を追悼し平和を祈念する日」について」（昭和57年4月13日閣議決定）に基づき、8月15日に、日本武道館において全国戦没者追悼式を実施しますので、その趣旨を広く周知していただき、式典当日には全国民がそれぞれの職場又は家庭において本行事に参加されるよう、下記により特段の措置を願いたく依頼します。

記

- 1 本年も昨年と同様、式典に関して当局から広報資料等の配布は行いませんが、昭和57年4月13日の閣議決定の趣旨を広く十分に徹底願います。
- 2 式典当日は、公的機関において半旗を掲げるよう御配意願います。
- 3 式典の実施と式典当日における正午の黙とう（1分間）について、これを広く周知するため、都道府県庁、市区町村役場等に懸垂幕又はこれに代わるものを掲げるよう御配意願います。
- 4 式典当日の正午には、職員はもとより、広く全国民がそれぞれの職場又は家庭等において黙とうできるように配意し、黙とうの時間を周知するため、適宜、正午に、都道府県庁、市区町村役場、寺院等で鐘、サイレン、チャイム等を鳴らすよう御配意願います。

- 5 以上各項については、各会社、工場、団体等にも広く協力を依頼願います。
- 6 式典当日の午前中において、ボーイスカウト等奉仕団体による戦没者の墓地や追悼の碑等の清掃、供花やその他の追悼の行事等が行われるよう御配意願います。
- 7 式典前日には本式典に関する内閣官房長官の談話が発表される予定ですが、貴職におかれても、式典の前日又は当日において談話等の発表を行うよう御配意願います。
- 8 地域の新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対し、全国戦没者追悼式を国民行事として周知するよう諸般の協力を依頼願います。
- 9 以上のほか、地域の実情に応じて本行事に適した措置をとられるよう御配意願います。
- 10 当日の式典はNHK、民放等のラジオ、テレビ、厚生労働省公式YouTubeチャンネルにより中継放送される予定ですが、式次第は昨年と同様別紙のとおり予定しており、概ね午前11時51分に開始し、所要時間は約1時間です。

全国戦没者追悼式について

「戦没者を追悼し平和を祈念する日」について（昭和57年4月13日閣議決定）に基づき、天皇皇后両陛下の御臨席を仰いで、全国戦没者追悼式を実施する。

1 日 時 令和5年8月15日（火） 午前11時51分 開式
（所要時間 約1時間）

2 場 所 日本武道館
（東京都千代田区北の丸公園2番3号）

3 式次第（案）

開 式

天皇皇后両陛下御臨席

国歌演奏

式 辞 内閣総理大臣

黙とう （正午から1分間）

天皇陛下のおことば

追悼の辞 衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官及び遺族代表

天皇皇后両陛下御退席

献 花 内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、各都道府県遺族代表、一般戦災死没者遺族代表、原爆死没者遺族代表、青少年代表、衆議院副議長、参議院副議長、国務大臣、各政党代表（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第2項に規定する政党で国会に議席を有するものの代表）、前・元内閣総理大臣、前・元衆議院議長、前・元参議院議長、各団体代表、厚生労働大臣

閉 式

4 参列者数

約3,300名を予定

（新型コロナウイルス感染防止の観点から、御遺族等参列者の範囲・人数を縮小。このうち、御遺族は、各都道府県から60名程度を予定。）

「戦没者を追悼し平和を祈念する日」について

（ 昭和 5 7 年 4 月 1 3 日
閣 議 決 定 ）

1 趣旨

先の大戦において亡くなられた方々を追悼し平和を祈念するため、「戦没者を追悼し平和を祈念する日」を設ける。

2 期日

毎年8月15日とする。

3 行事

政府は、「戦没者を追悼し平和を祈念する日」に、昭和38年以降毎年実施している全国戦没者追悼式を別紙のとおり引き続き実施する。

別紙

全国戦没者追悼式の実施について

- 1 全国戦没者追悼式は、天皇皇后両陛下の御臨席を仰いで、毎年8月15日、日本武道館において実施する。
- 2 本式典における戦没者の範囲及び式典の形式は、昭和56年の式典と同様とする。
- 3 本式典には、全国から遺族代表を国費により参列させる。
- 4 式典当日は、官衙等国立の施設には半旗を掲げることとし、地方公共団体等に対しても同様の措置をとるよう勧奨するとともに、本式典中の一定時刻において、全国民が一斉に黙とうするよう勧奨する。

全国戦没者追悼式次第（案）

| | | |
|--------------|-------|-------------------------------------------------------------|
| 午前 11時45分までに | | 参列者が式場に参集し、所定の位置につく。 |
| 午前 11時51分 | | 開式。 |
| 次 | に | 天皇皇后両陛下が御臨席になる。 |
| 次 | に | 国歌を奏する。 |
| 次 | に | 内閣総理大臣が式辞を述べる。 |
| 次 | に | 天皇皇后両陛下が所定の位置にお立ちになる。 |
| 次 | に（正午） | 一同黙とうを行う。 |
| 次 | に | 天皇陛下がおことばを述べられる。 |
| 次 | に | 衆議院議長が追悼の辞を述べる。 |
| 次 | に | 参議院議長が追悼の辞を述べる。 |
| 次 | に | 最高裁判所長官が追悼の辞を述べる。 |
| 次 | に | 遺族代表が追悼の辞を述べる。 |
| 次 | に | 天皇皇后両陛下が御退席になる。 |
| 次 | に | 内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、遺族代表、青少年代表、参列来賓ならびに厚生労働大臣が花を献ずる。 |
| 次 | に | 閉式。参列者が退出する。 |